



たばこの陳列販売について
意識調査

結果報告

平成 29 年 5 月 31 日

国立研究開発法人 国立がん研究センター
がん対策情報センター たばこ政策支援部

たばこの陳列販売について 国民意識アンケート調査結果の概要

平成 29 年 5 月にインターネット・アンケート調査を実施し、2,400 人から回答を得た。結果の概要は次のとおりである。

- **成人、未成年者ともに、たばこは身近にあり、コンビニエンス・ストアや自動販売機でたばこを目にすることも多い。**
- **たばこ規制枠組条約のガイドラインで推奨する自動販売機の禁止については、成人全体の 82%が支持。わが国でもたばこ自動販売機の設置を禁止することにも、成人全体の 68%が評価。**
- **わが国でも、たばこの陳列販売を禁止することに、成人全体の 55%が評価。ただし、喫煙者と非喫煙者では賛否の認識がわかれている。**
- **学校や幼稚園、通学路沿い、駅前など、未成年者が多く利用する店ではたばこの販売を禁止することについては、成人全体の 68%、未成年者の 8 割近くが評価。**

わが国では、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 第 13 条実施のためのガイドライン（たばこの広告、販売促進、および後援）で推奨する措置を実施しておらず、たばこ自動販売機の設置やコンビニエンス・ストア、スーパーなど店舗における陳列販売が行われている。ガイドライン内容について国民の支持は高く、わが国においてもガイドラインに沿った対策の実施に理解が得られることが、本調査で判明した。

世界禁煙デー（5 月 31 日）、および禁煙週間（5 月 31 日～6 月 6 日）を機に、各方面で「タバコにノーといえる社会」について議論や検討がなされる際に、本調査結果が参考になれば幸いである。

目次

たばこの陳列販売について 国民意識アンケート調査結果の概要	1
1. 調査の目的	3
2. 調査の概要	3
3. 調査結果	5
3.1 身のまわりのたばこについて	5
(1) たばこの認識	5
(2) たばこに関する光景	6
(3) たばこの自動販売機	7
(4) コンビニエンス・ストアの陳列販売	8
3.2 たばこ製品に手を出さないための対策について	9
(11) 自動販売機の設置禁止について	9
(12) 陳列販売の禁止について	12
(13) たばこ販売の取りやめについて	17
(14) 葉たばこ生産における児童労働と健康被害について	19
参考資料	21

たばこの陳列について 国民意識アンケート調査結果

1. 調査の目的

世界保健機関（WHO）が定めた本年（2017年）の世界禁煙デーのスローガンは、「Tobacco-a threat to development（タバコは成長の脅威）」となっている。

たばこ産業が人々の健康と経済状態を悪化させ、すべての国々の持続的成長を妨げている事実を明らかにし、世界的なたばこ災害を防ぐ活動を通じて健康増進と成長を勝ち取るために必要な政府と国民の取り組みを提起することが、今年のキャンペーン内容となっている。

たばこ規制の対策強化は、政府だけの仕事ではなく、国民一人ひとりもまた、持続可能な、たばこのない社会作りに貢献することができる。具体的には

- (1) たばこ製品に手を出さないこと
- (2) たばこ製品を使用しているならば、それを止める、あるいはそのためのサポートを求めること

により、本人と子どもなどの家族や友人を健康被害から守ることができる。

また貧困層ほど、たばこ代のために食費や教育費、医療費が削られるため、健康格差と貧困がより深まることが指摘されている。世界レベルで見ればたばこによる格差や貧困は、低・中所得国の開発目標の達成への大きな障害となっていることから、たばこ規制対策の推進・強化が、貧困の悪循環を防ぎ、飢餓をなくし、持続可能な農業と経済成長を可能とさせるのである。

そこで、世界禁煙デーを前に、たばこ製品に手を出さないための対策について、国民の意識や認識の把握を目的として調査を実施した。今回の調査では、その中でも他国にみられない、わが国特有の自動販売機やコンビニエンス・ストア等の陳列販売を中心に、国民の意識を調査した。

2. 調査の概要

実施期間：平成29年5月9日（火）～5月12日（金）

実施方法：インターネット・アンケート調査（株式会社ネオマーケティングへ委託）

性別・年齢別の回答者数：

成人 2000名（性別・年代別の回収数は表1のとおり）	
うち、喫煙者（毎日吸っている/時々吸う日がある）	1000名
過去喫煙者（以前は吸っていたが、1か月以上吸っていない）	500名
非喫煙者（吸わない）	500名
未成年者（16-19歳）	400名

表1 成人回答者の内訳

	全年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上
男性計	1351	148	246	280	233	246	198
毎日吸っている/時々吸う 日がある	785	109	164	167	146	134	65
以前は吸っていたが、1か 月以上吸っていない	384	12	58	84	63	81	86
吸わない	182	27	24	29	24	31	47
女性計	649	85	125	127	105	94	113
毎日吸っている/時々吸う 日がある	215	36	44	51	42	27	15
以前は吸っていたが、1か 月以上吸っていない	116	14	38	26	20	10	8
吸わない	318	35	43	50	43	57	90

(世界禁煙デー、2017年のWHOキャンペーン・ポスターより)

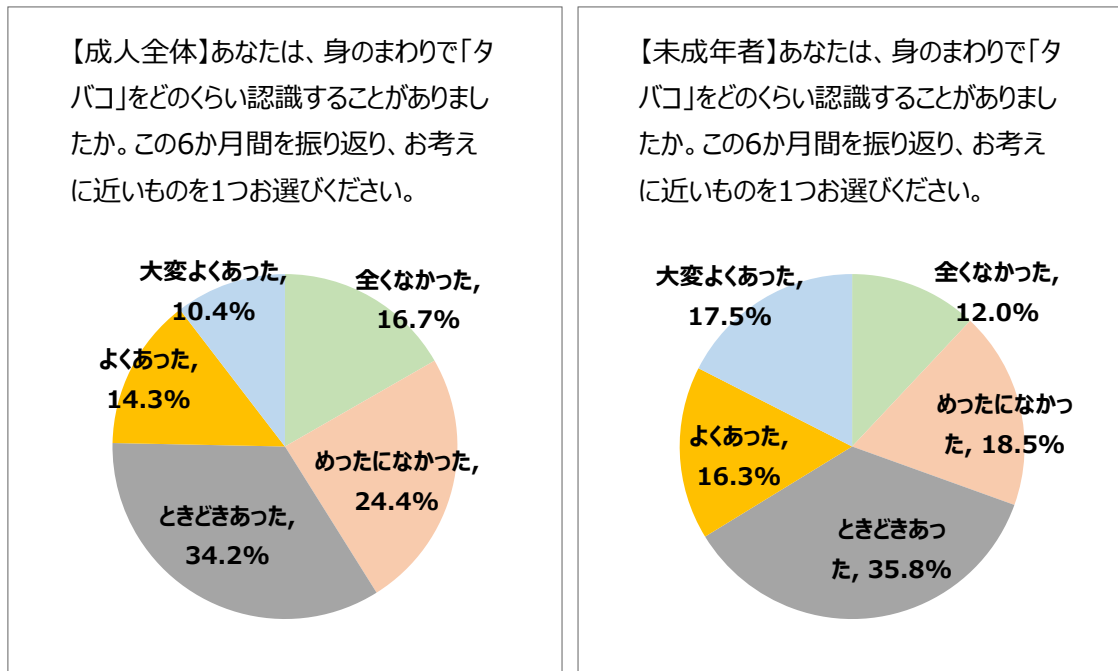


3. 調査結果

3.1 身のまわりのたばこについて

(1) たばこの認識

身のまわりでたばこをどのくらい認識することがあったかを回答してもらった。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

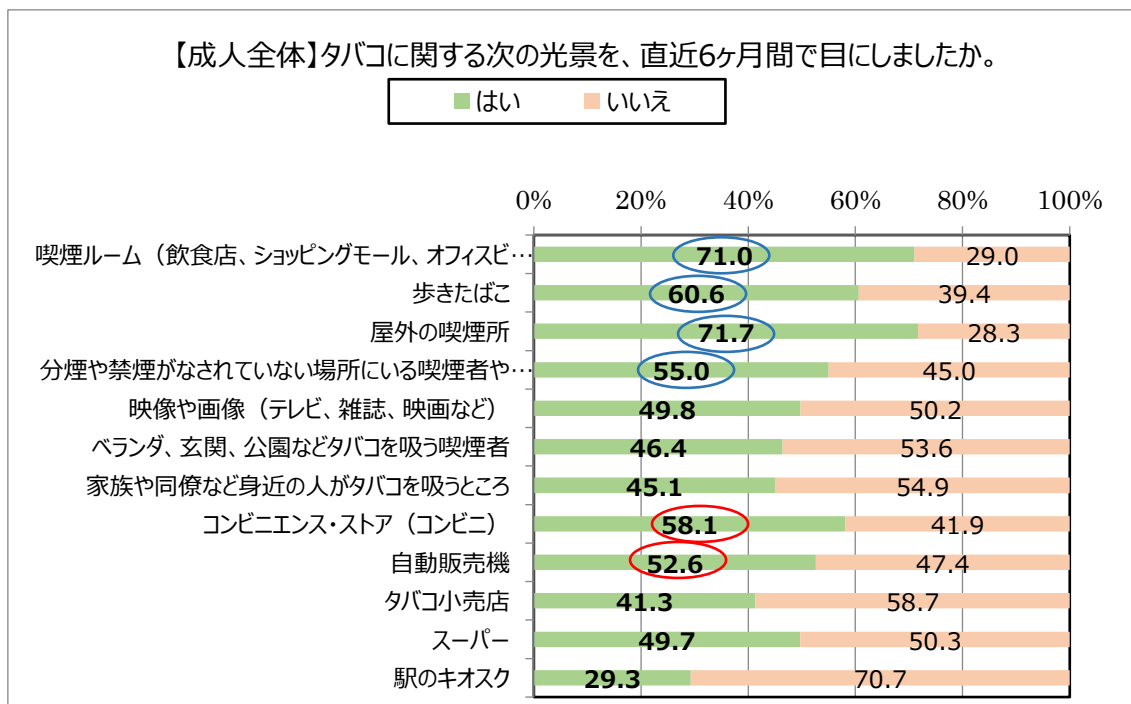
成人全体では、「大変よくあった」、「よくあった」という回答を合わせると約 1/4（24.7%）となっていた。「時々あった」まで合わせると約 6 割となっていた。

未成年者（16～19 歳）についても同じ傾向が見られたが、「大変よくあった」は 17.5%と、成人よりも高い結果となっていた。逆に「全くなかった」、「めったになかった」という回答は合わせて約 3 割となっており、比較的身近に「たばこ」が存在していることがうかがえる。

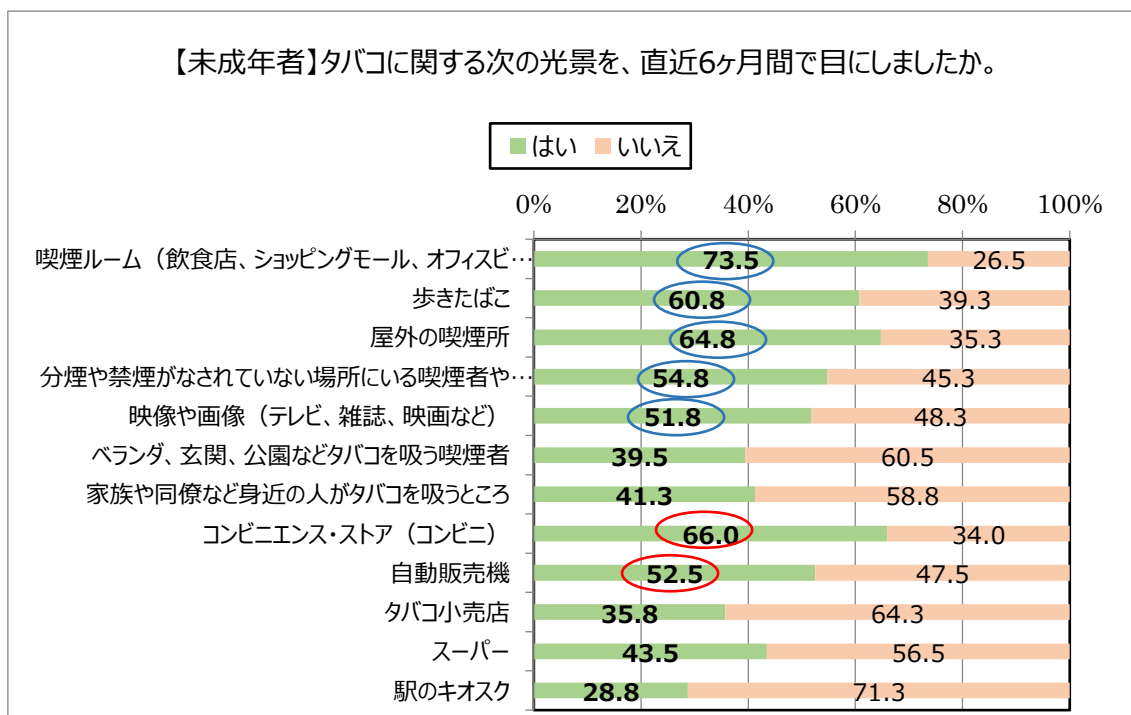
(2) たばこに関する光景

たばこに関する光景としては、「喫煙ルーム（飲食店、ショッピングモール、オフィスビル、公共施設など）」、「屋外の喫煙所」、「歩きたばこ」、「コンビニエンス・ストア」などで多く目にしている。

コンビニや自動販売機に比べて、たばこ小売店や駅のキオスクで目にする機会は少ないようである。



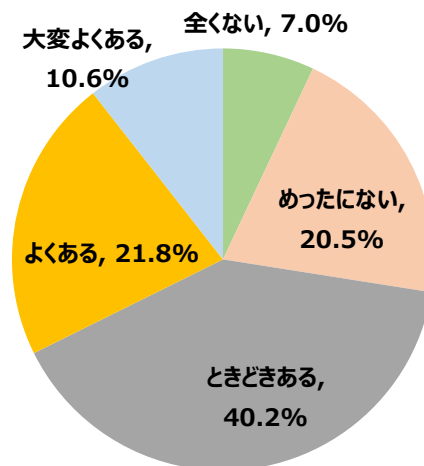
*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果



(3) たばこの自動販売機

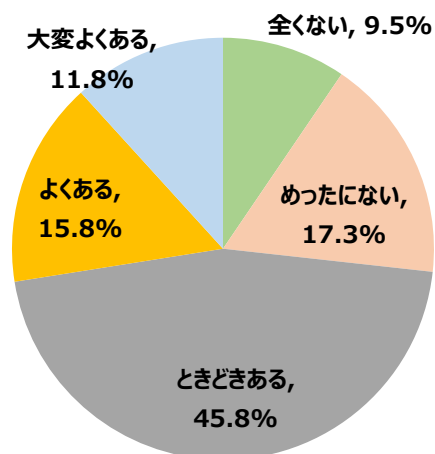
成人、未成年者ともに、たばこの自動販売機を目にしている。「大変よくある」、「よくある」という回答は合わせて約 1/3、「ときどきある」まで含めると 7 割超にも達していた。

【成人全体】わが国では、多くのタバコの自動販売機があります。あなたは、日常生活において、タバコの自動販売機を目にすることがありますか。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

【未成年者】わが国では、多くのタバコの自動販売機があります。あなたは、日常生活において、タバコの自動販売機を目にすることがありますか。

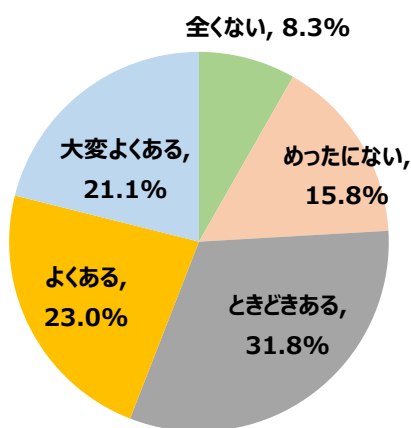


(4) コンビニエンス・ストアの陳列販売

成人、未成年者ともに、コンビニエンス・ストアにおけるたばこの陳列販売を目にしている。

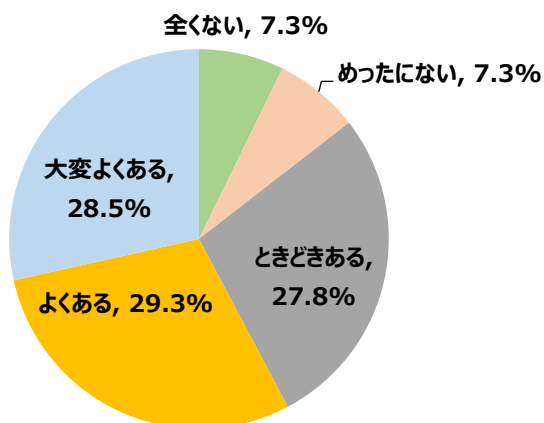
特に未成年者では、「大変よくある」または「よくある」という回答が 5 割を超えており、逆に「全くない」あるいは「めったにない」はそれぞれ 1 割に満たない回答であった。

【成人全体】コンビニエンス・ストアなどでは、写真のように、レジの近くにタバコが並べて売られているところもあります。あなたは、このようなタバコの陳列販売を目にすることがありますか。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

【未成年者】コンビニエンス・ストアなどでは、写真のように、レジの近くにタバコが並べて売られているところもあります。あなたは、このようなタバコの陳列販売を目にすることがありますか。



3.2 たばこ製品に手を出さないための対策について

(11) 自動販売機の設置禁止について

たばこの自動販売機は、たばこ規制枠組条約のガイドライン*において「自動販売機は、その存在自体が広告または販売促進の方法に相当するため禁止しなければならない。」と禁止措置を推奨している。たばこの自動販売機の設置を認めない国も多くある。

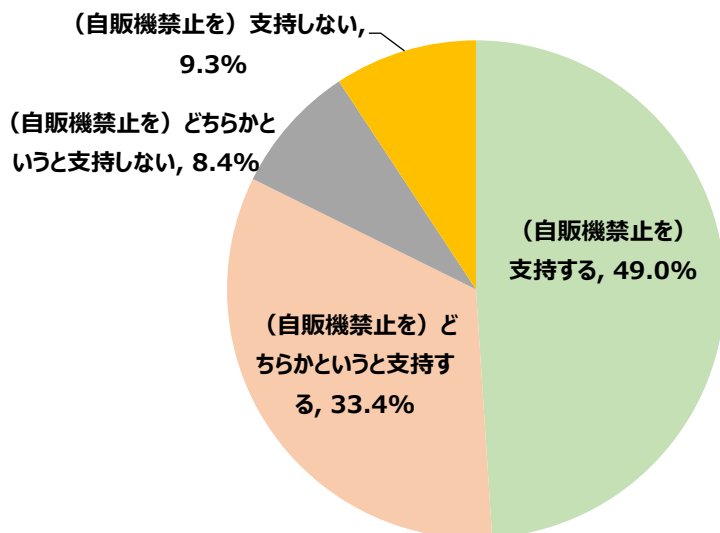
(*) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 第 13 条実施のためのガイドライン (たばこの広告、販売促進、および後援)

推奨 (*Recommendation*)

(前略) 自動販売機はその存在自体が広告または販売促進の方法に相当するため禁止しなければならない。

そこで、自動販売機の禁止について認識を質問した。成人全体の約 8 割が自動販売機の禁止を「支持する」または「どちらかという支持する」と回答した。「支持しない」あるいは「どちらかという支持しない」という回答は、それぞれ 1 割ずつに満たない結果であった。

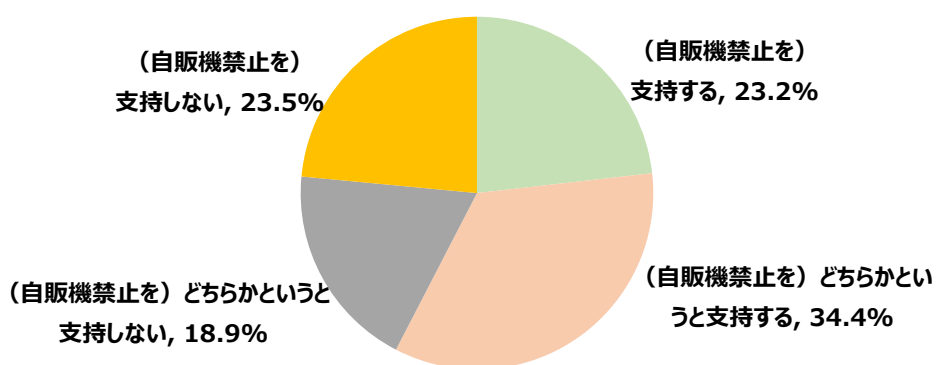
【成人全体】タバコの自動販売機は、たばこ規制枠組条約のガイドラインにおいて「自動販売機は、その存在自体が広告または販売促進の方法に相当するため禁止しなければならない。」と勧告しています。タバコの自動販売機の設置を認めない国も多くあります。このことについて、あなたはどのようにお考えですか。



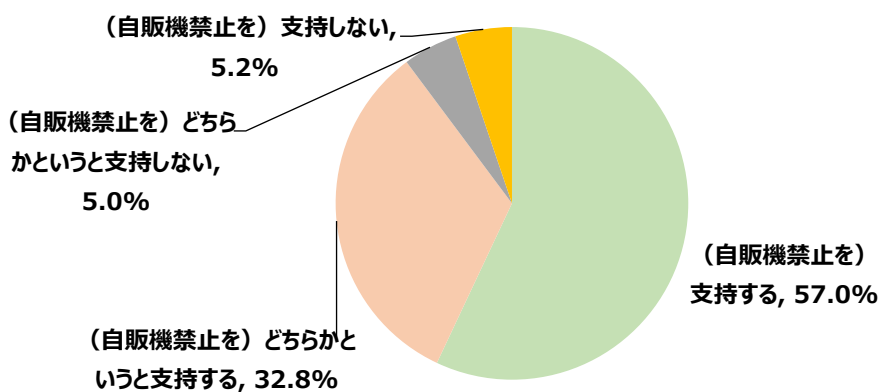
*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計 (ウエイトバック集計) 結果

喫煙者でも、自動販売機の禁止を「支持する」または「どちらかという支持する」という回答は合わせて5割を超えていた。非喫煙者では、約9割が自動販売機の禁止を「支持する」または「どちらかという支持する」と回答していた。

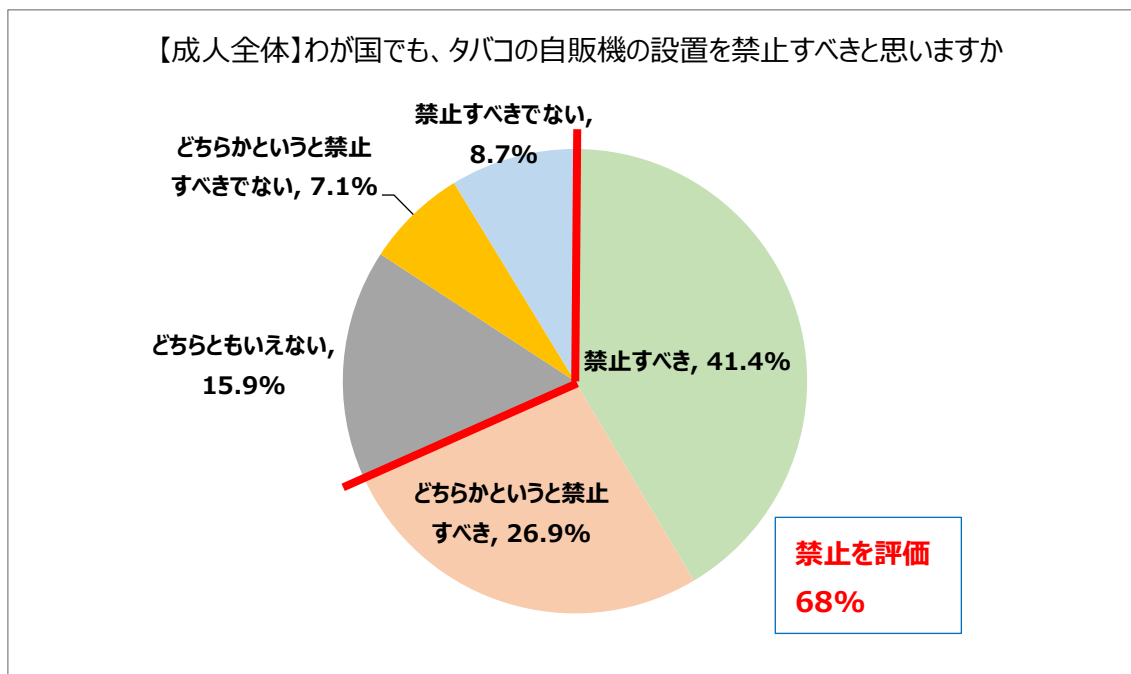
【喫煙者】タバコの自動販売機は、たばこ規制枠組条約のガイドラインにおいて「自動販売機は、その存在自体が広告または販売促進の方法に相当するため禁止しなければならない。」と勧告しています。タバコの自動販売機の設置を認めない国も多くあります。このことについて、あなたはどのようにお考えですか。



【非喫煙者】タバコの自動販売機は、たばこ規制枠組条約のガイドラインにおいて「自動販売機は、その存在自体が広告または販売促進の方法に相当するため禁止しなければならない。」と勧告しています。タバコの自動販売機の設置を認めない国も多くあります。このことについて、あなたはどのようにお考えですか。



わが国でもたばこの自動販売機の設置を禁止すべきかどうかについては、成人全体の約 7 割が「禁止すべき」あるいは「どちらかという禁止すべき」と回答した。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

(12) 陳列販売の禁止について

わが国では、下の写真のようにコンビニエンス・ストアなどでは、レジの近くにたばこが並べて売られているところもある。



たばこの自動販売機は、たばこ規制枠組条約のガイドライン*において「販売場所におけるたばこ製品の陳列と露出は、広告および販売促進に相当するため、禁止しなければならない。」と禁止措置を推奨している。たばこの自動販売機の設置を認めない国も多くある。

(*) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 第 13 条実施のためのガイドライン (たばこの広告、販売促進、および後援)

推奨 (**Recommendation**)¹

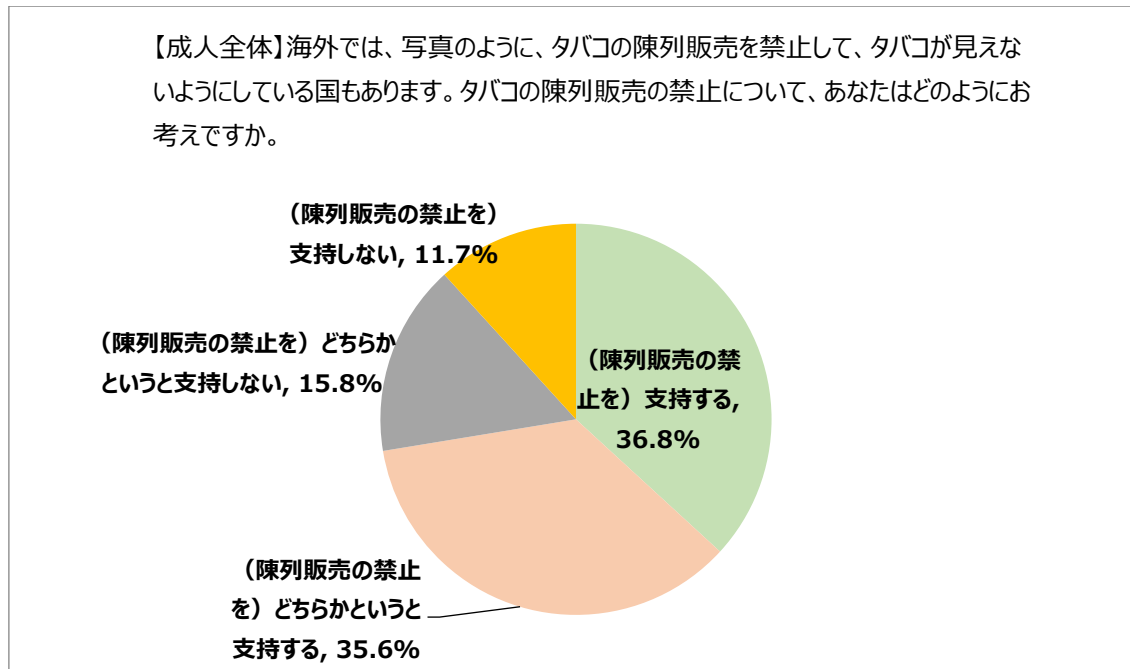
販売場所におけるたばこ製品の陳列と露出は、広告および販売促進に相当するため、禁止しなければならない。(後略)

¹ ガイドラインの”Recommendation”は、「推奨」と訳しているものと「勧告」と訳しているものがある。本調査の質問票では「勧告」とした。

これを受けて、海外では、次の写真のように、たばこの陳列販売を禁止して、たばこが見えないようにしている国もあります。

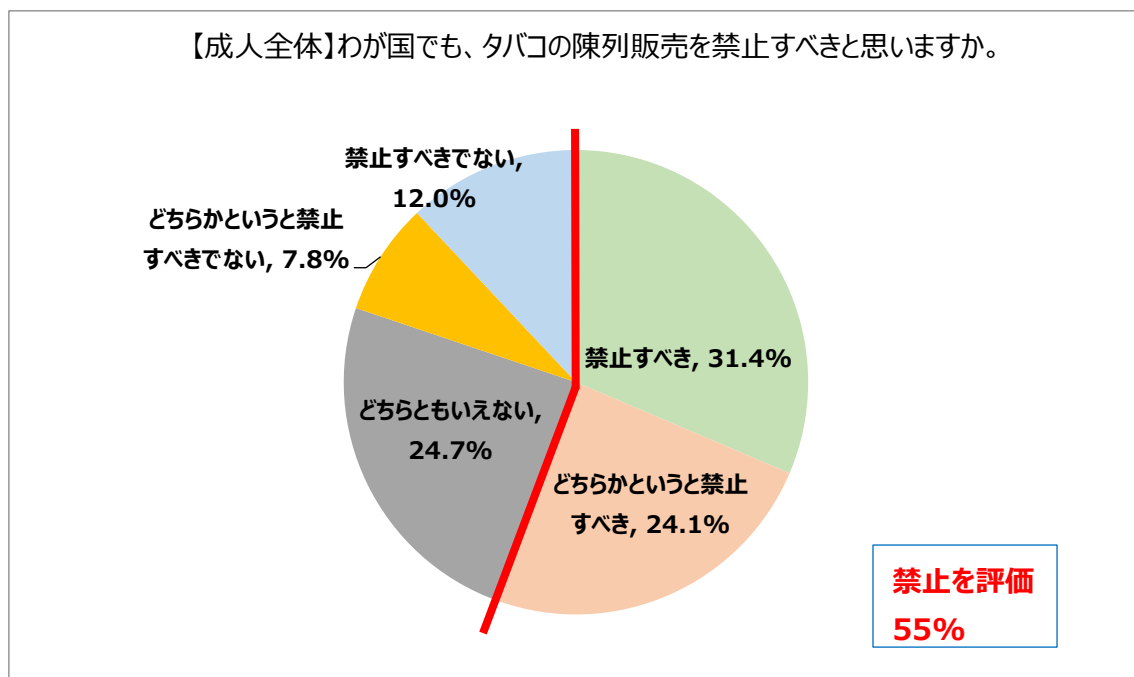


たばこの陳列販売の禁止を「支持する」あるいは「どちらかという支持する」という回答は、成人全体の約7割となっていた。

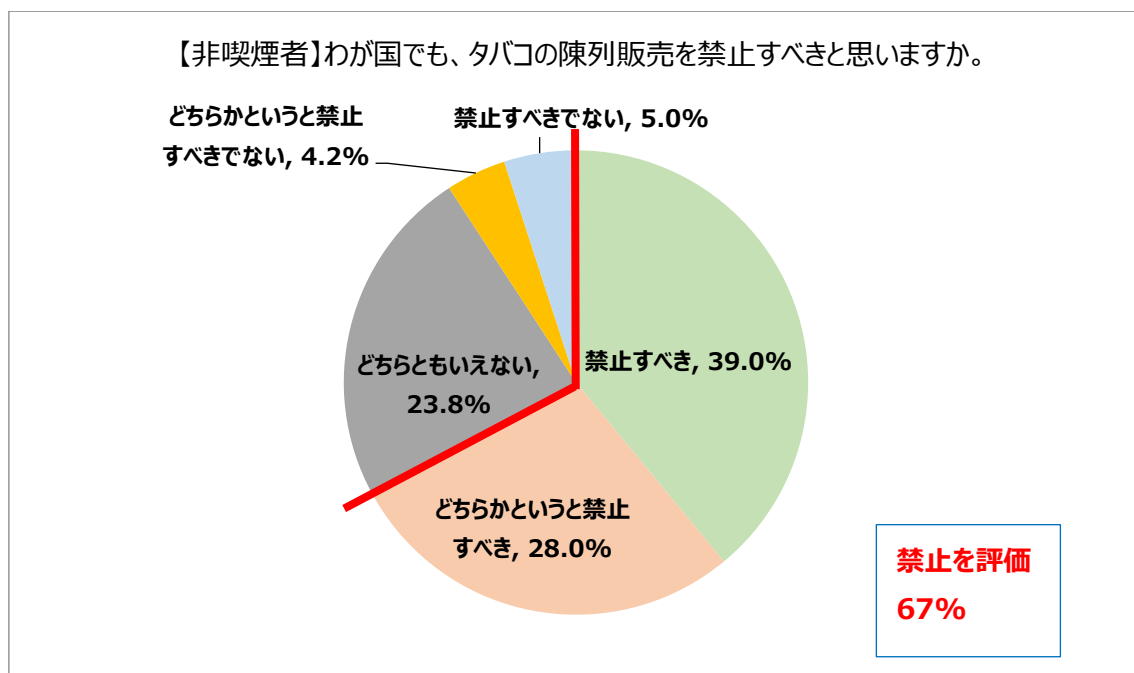


*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

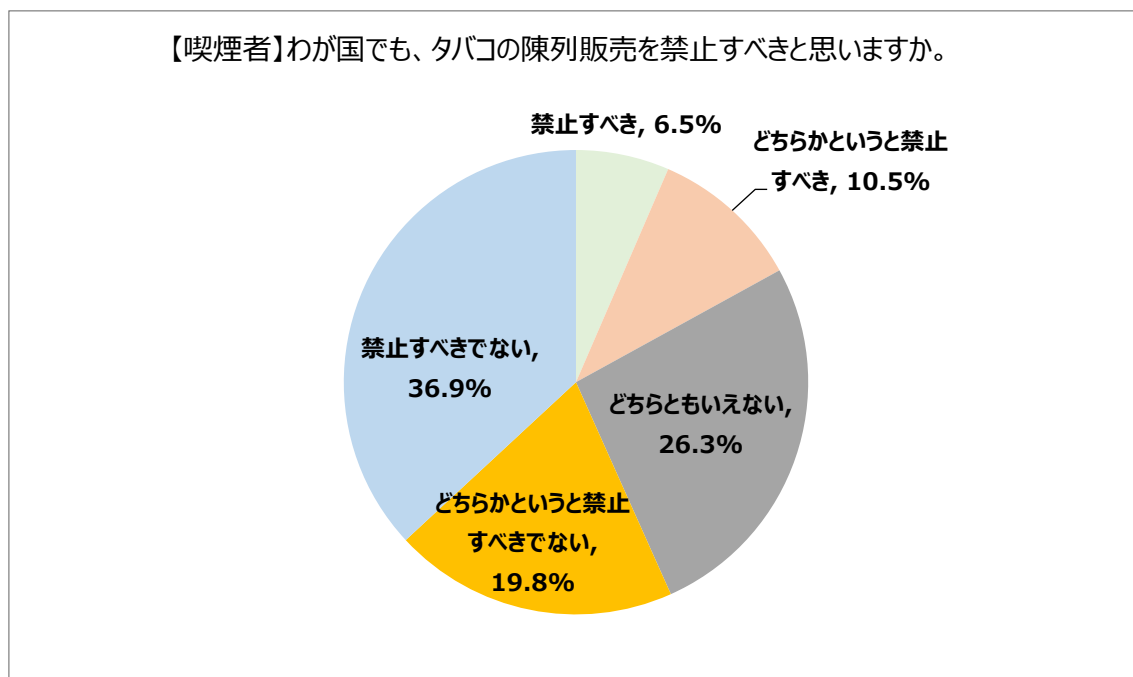
わが国でもたばこの陳列販売を「禁止すべき」もしくは「どちらかという禁止すべき」と思う人は、成人全体で過半数に達していた。非喫煙者では、「禁止すべき」もしくは「どちらかという禁止すべき」という回答が約 2/3 となっていた。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果



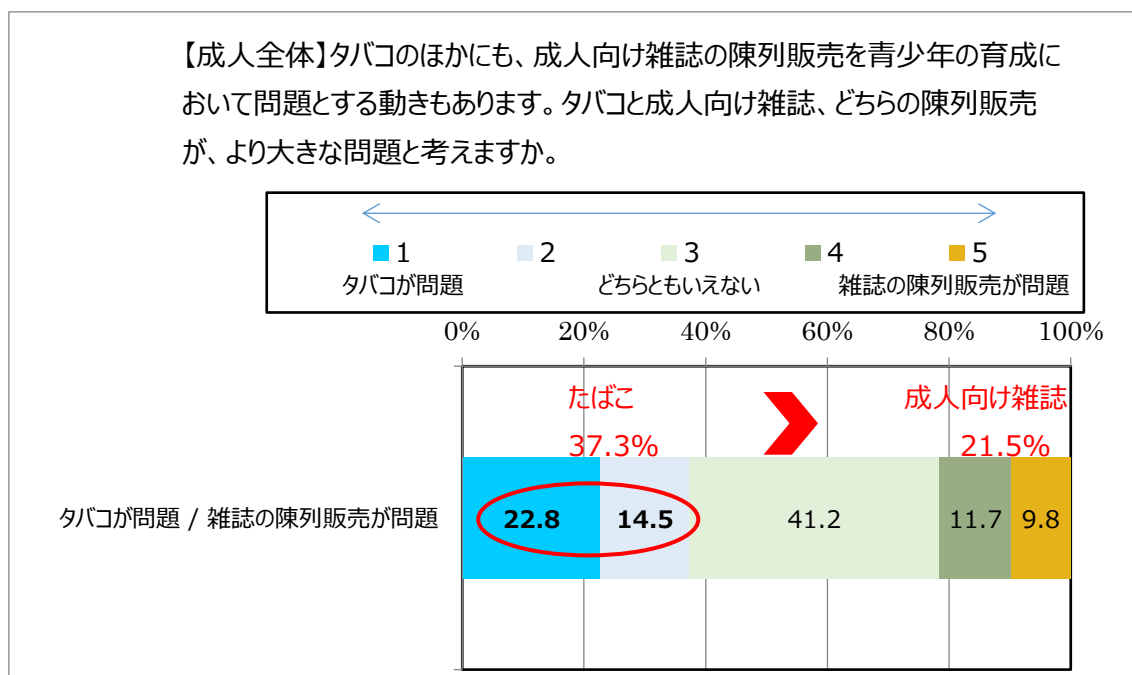
その一方で、喫煙者に限れば、「禁止すべき」もしくは「どちらかという禁止すべき」は、合わせてもわずかに17%に過ぎず、逆に「禁止すべきでない」または「どちらかという禁止すべきでない」という否定的な回答が過半数となっていた。



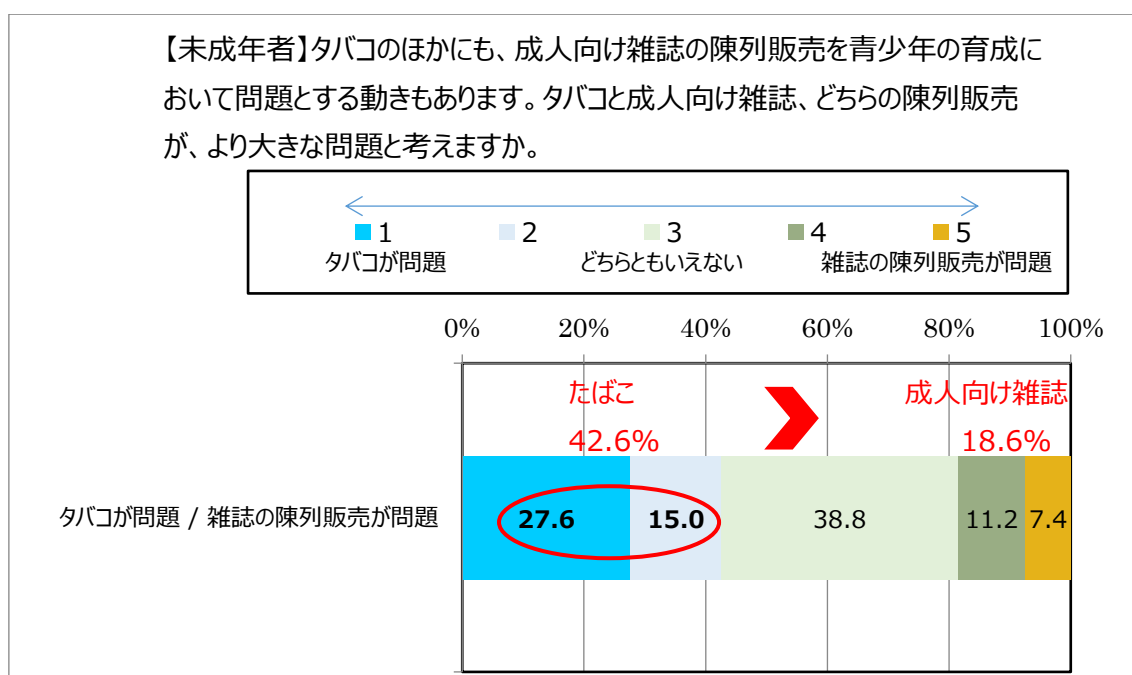
コンビニエンス・ストアなどにおけるタバコの陳列販売の禁止については、喫煙者と非喫煙者で賛否が大きく異なっている結果であった。

コンビニエンス・ストアなどにおける陳列販売については、たばこのほかにも、成人向け雑誌の陳列販売を青少年の育成において問題にする動きがある。

今回の調査では、成人全体、未成年者ともに、成人向け雑誌よりもたばこの陳列販売により大きな問題があるとする意見が多い結果となっていた。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果



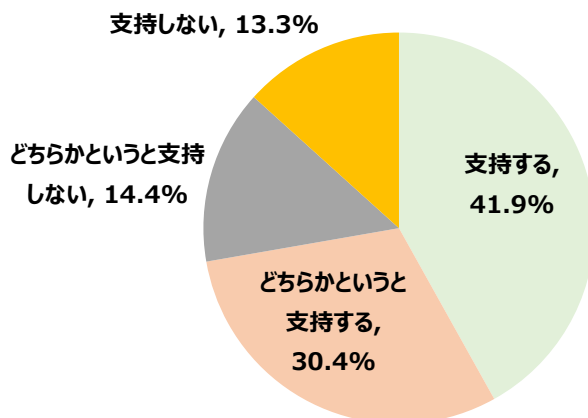
(13) たばこ販売の取りやめについて

一部のスーパーやコンビニエンス・ストアでは、健康に悪影響のあるたばこについては、販売を取りやめる店も出ている。このことに関して、利用しているスーパーやコンビニエンス・ストア、売店などが、たばこの販売を取りやめることについての認識を伺った。

成人全体では、約7割が、自分の利用している店がたばこの販売をやめることを「支持する」もしくは「どちらかという支持する」と回答している。

「どちらかという支持しない」もしくは「支持しない」という回答は、合わせても約3割であった。

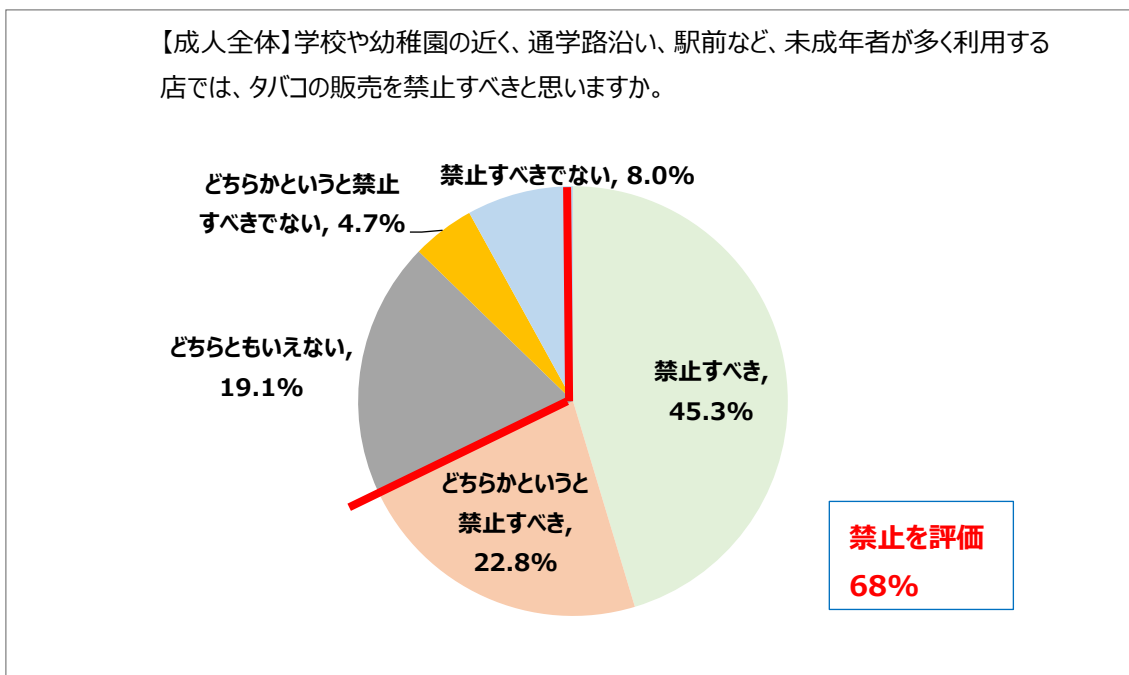
【成人全体】スーパーやコンビニエンス・ストアの中には、健康に悪影響のあるタバコについては、販売を取りやめる店もあります。利用しているスーパーやコンビニエンス・ストア、売店などが、タバコの販売をやめることについて、あなたは支持しますか。



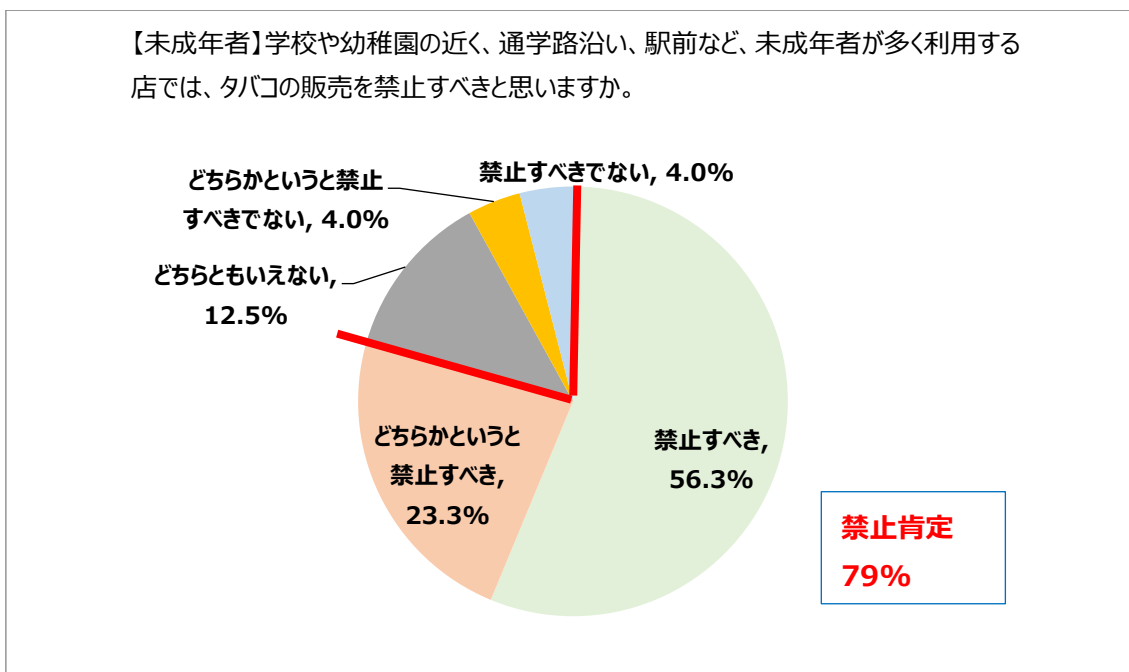
*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

学校や幼稚園の近く、通学路沿い、駅前など、未成年者が多く利用する店においては、たばこの販売を禁止することについて、成人全体では 2/3 を越える 68%の人が、「禁止すべき」もしくは「どちらかという禁止すべき」と回答した。

未成年者では、「禁止すべき」もしくは「どちらかという禁止すべき」という割合が高く、8割近くに達していた。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果



(14) 葉たばこ生産における児童労働と健康被害について

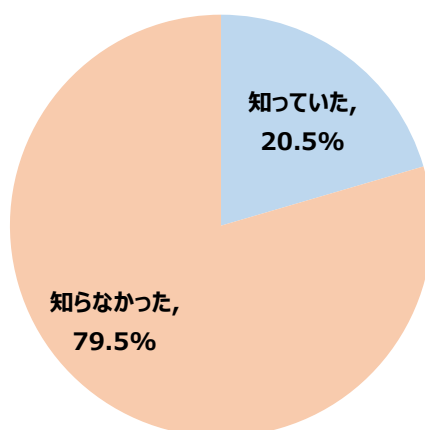
下の写真のように、葉たばこ生産においては、主に発展途上国において児童労働を生じさせる可能性があり、子どもの健康と成長に悪影響を及ぼす可能性がある。しかしながら、わが国においては、このような児童労働や健康被害について、あまり知られていない。

児童労働を生じさせることを知っていたのは約 20%、吐き気、嘔吐、頭痛、めまいなど、皮膚からのニコチン吸収による急性ニコチン中毒の症状を中心とする健康被害について知っていたのは約 25%に過ぎなかった。



(写真の出所) 人権監視団体の報告書

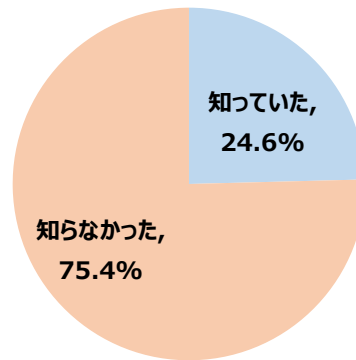
【成人全体】葉タバコ生産において、途上国では児童労働を生じさせることがあること（写真参照）を、知っていましたか。



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

【成人全体】あなたは、タバコの葉の生産が途上国の子どもの健康と成長に悪影響*を及ぼす可能性があることを知っていましたか。

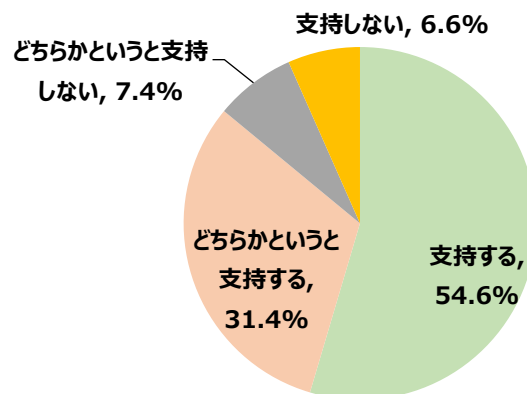
*）例えば、吐き気、嘔吐、頭痛、めまいなど、皮膚からのニコチン吸収による急性ニコチン中毒の症状



*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

こうした状況を鑑み、本年の世界禁煙デーのテーマが「Tobacco - a threat to development」（仮訳：たばこは成長への脅威）とされていることについては、高い支持率があった。

【成人全体】世界保健機関は、今年（2017年）5月31日の「世界禁煙デー」のテーマを、「Tobacco - a threat to development」（仮訳：たばこは成長への脅威）としています。その中には、児童労働の問題、作業員への健康被害も含まれます。このことについて、あなたはどのようにお考えですか。



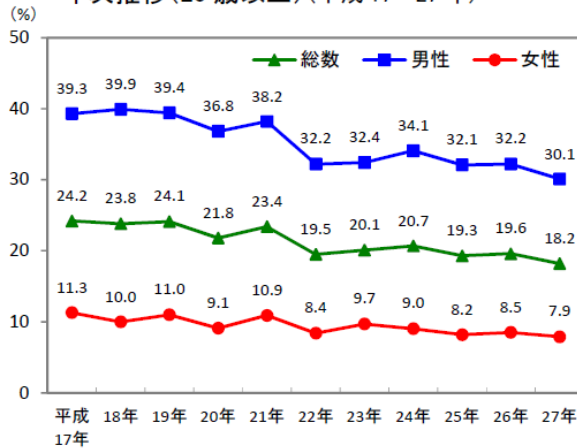
*性別、年代別、喫煙状況による構成比により調整した集計（ウエイトバック集計）結果

参考資料

① 喫煙率：近年下げ止まりの傾向

日本の喫煙率は、2014年の最新データで男性30.1%、女性7.9%です。男性では、1995年以降いずれの年齢階級でも減少傾向にあるが、2010年以降は減少がゆるやかになっている。女性では、1995年以降ゆるやかな減少傾向、20歳代および30歳代では近年減少傾向だが、50歳代では増加の傾向がみられる。全体としては、近年下げ止まりの傾向にある。

図 44-1 現在習慣的に喫煙している者の割合の
年次推移(20歳以上)(平成17~27年)



平成27年「国民健康栄養調査」結果を抜粋

② がん対策加速化プラン【抜粋】

(予防) ②たばこ対策

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (FCTC) や、海外のたばこ対策を踏まえた、必要な対策の検討

※FCTCでは需要の減少方策として、第13条(販促)も位置づけられている。

(本件に関するお問い合わせ先)

国立研究開発法人国立がん研究センター
がん対策情報センター たばこ政策支援部
平野、若尾

電話：(03)3547-5201 内線 1646

email：tobacco@ml.res.ncc.go.jp